

第3章 過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定

第1節 過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定の経緯

過労死等防止対策推進法では、政府は、過労死等の防止対策を効果的に推進するため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を定めなければならないとされている。同時に、大綱を作成しようとするときは「過労死等防止対策推進協議会」の意見を聴くものとするを定めている。

平成26年12月には、過労死等防止対策推進協議会委員として、専門家委員8名、当事者代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名の合計20名が厚生労働大臣から任命され、第1回過労死等防止対策推進協議会が開催された。

協議会においては、厚生労働省における対策の実施状況、公務員制度を所管する人事院、内閣人事局、総務省における対策の実施状況等について意見交換を行った後、第3回協議会では、大綱骨子案に基づき意見交換を行った。その後、平成27年5月の第5回協議会まで大綱に関する議論が続けられたが、その過程では、目標設定のあり方、過労死等防止に対する取組と企業価値との関連、労働契約法第5条に規定されている労働者の安全への配慮、労働安全衛生法第3条に規定されている事業者等の責務を盛り込むこと等、様々な意見が出された。

平成27年6～7月には、大綱案に関するパブリックコメントを実施し、教育職員の長時間労働の実態、目標設定のあり方、労働時間の把握等に関して、494件もの意見が出され、過労死等に対する社会の関心の高さがうかがわれた。

このような経緯を経て、平成27年7月24日、大綱が閣議決定された。

人の生命はかけがえのないものであり、どのような社会であっても、過労死等は、本来あってはならない。過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的として、今後、大綱に基づき、過労死等の防止のための対策を推進することとしている。

過労死等防止対策推進協議会 委員名簿

(専門家委員)

いわき 岩城	ゆたか 穰	いわき総合法律事務所弁護士
◎いわむら 岩村	まさひこ 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
かわひと 川人	ひろし 博	川人法律事務所弁護士
きのした 木下	しおね 潮音	第一芙蓉法律事務所弁護士
つづみ 堤	あきずみ 明純	北里大学医学部教授
みやもと 宮本	としあき 俊明	新日鐵住金株式会社君津製鐵所安全環境防災部 安全健康室上席主幹
もりおか 森岡	こうじ 孝二	関西大学名誉教授
やまざき 山崎	よしひこ 喜比古	日本福祉大学社会福祉学部大学院特任教授

(当事者代表委員)

てらにし えみこ
寺西 笑子
なかの よしこ
中野 淑子
なかはら こ
中原 のり子
にしがき みちよ
西垣 迪世

全国過労死を考える家族の会代表
全国過労死を考える家族の会公務災害担当
全国過労死を考える家族の会東京代表
全国過労死を考える家族の会兵庫代表

(労働者代表委員)

きし まきこ
岸 真紀子
しんたに のぶゆき
新谷 信幸
とみ た よ
富田 珠代
はちの しょういち
八野 正一

全日本自治団体労働組合法対労安局長
日本労働組合総連合会総合労働局長
全日本自動車産業労働組合総連合会副事務局長
U A ゼンセン副会長

(使用者代表委員)

こばやし しん
小林 信
こばやし はるひこ
小林 治彦
やまはな けいこ
山鼻 恵子
わじま しのぶ
輪島 忍

全国中小企業団体中央会労働・人材政策本部長
日本商工会議所産業政策第二部長
東京経営者協会労働・研修部次長（労働・人事担当）
一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長

（平成 27 年 4 月 28 日現在 敬称略）

◎=会長

○=会長代理

過労死等防止対策推進協議会における検討経緯

第1回（平成 26 年 12 月 17 日）

- 1 会長の選出、会長代理の指名
- 2 過労死等防止対策推進協議会の運営について
- 3 過労死等の防止のための対策について

第2回（平成 27 年 2 月 20 日）

- 1 国・地方の公務員に係る施策の実施状況について
- 2 施策の実施状況について
- 3 大綱の基本的考え方について

第3回（平成 27 年 4 月 6 日）

- 1 過労死等の防止のための対策に関する大綱（案）骨子について

第4回（平成 27 年 4 月 28 日）

- 1 過労死等の防止のための対策に関する大綱（素案）について

第5回（平成 27 年 5 月 25 日）

- 1 過労死等の防止のための対策に関する大綱（案）について